

令和8年第7回定例会
議案等参考資料

1 議案第 3 号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について

(1) おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正後 (案)					現行				
別表第 3 (第 6 条関係)					別表第 3 (第 6 条関係)				
区分	事由	期 間	単 位	有給 無給 の別	区分	事由	期 間	単 位	有給 無給 の別
特別 休暇	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略
	証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職 員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人、被害者参加人等とし て国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他官公署へ出頭 する場合で、その勤務しない ことがやむを得ないと認めら れるとき。				証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職 員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人 等として 国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他官公署へ出頭す る場合で、その勤務しないこ とがやむを得ないと認められ るとき。		
	略	略				略	略		
子の看 護等休 暇 (週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 する教 育相談 員に限 る。)	(1) 略 (2) 義務教育終了までの子 (配偶者の子を含む。)を 養育するパートタイム会計 年度任用職員が、次に掲げ る事由に伴う子の世話を行 う場合 ア 学校保健安全法(昭和3 3年法律第56号)第20条 の規定による学校の休 業、災害その他の急迫の 事情があることによる学 校の臨時の休業及び学校 等が実施する教育又は保 育に係る行事(授業又は 保育の参観、その子が同 席しての教員、保育士等 との面談等)に参加する 場合 イ 学校保健安全法第19条 の規定による出席停止 (3) 略	略	略		子の看 護等休 暇 (週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 する教 育相談 員に限 る。)	(1) 略 (2) 義務教育終了までの子 (配偶者の子を含む。)を 養育するパートタイム会計 年度任用職員が、次に掲げ る事由に伴う子の世話を行 う場合 ア 学校保健安全法(昭和3 3年法律第56号)第20条 の規定による学校の休 業、災害その他の急迫の 事情があることによる学 校の臨時の休業 イ 学校保健安全法第19条 の規定による出席停止 (3) 略	略	略	

(2) おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正後 (案)						現行					
別表第1 (第10条関係)						別表第1 (第10条関係)					
区分	事由		期 間	単 位	有給 無給 の別	区分	事由		期 間	単 位	有給 無給 の別
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略
	略	略					略	略			
	証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職 員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人、被害者参加人等とし て国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他官公署へ出頭 する場合で、その勤務しない ことがやむを得ないと認めら れるとき。					証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職 員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人 等として 国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他官公署へ出頭す る場合で、その勤務しないこ とがやむを得ないと認められ るとき。			
	略	略					略	略			
子の看 護等休 暇 (週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 する外 国語指 導助手 に限 る。)	(1) 略		略		略	子の看 護等休 暇 (週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 する外 国語指 導助手 に限 る。)	(1) 略		略		略
	(2) 義務教育終了までの子 (配偶者の子を含む。)を 養育するパートタイム会計 年度任用職員が、次に掲げ る事由に伴う子の世話を行 う場合						(2) 義務教育終了までの子 (配偶者の子を含む。)を 養育するパートタイム会計 年度任用職員が、次に掲げ る事由に伴う子の世話を行 う場合				
	ア 学校保健安全法(昭和3 3年法律第56号)第20条 の規定による学校の休 業、災害その他の急迫の 事情があることによる学 校の臨時の休業及び学校 等が実施する教育又は保 育に係る行事(授業又は 保育の参観、その子が同 席しての教員、保育士等 との面談等)に参加する 場合						ア 学校保健安全法(昭和3 3年法律第56号)第20条 の規定による学校の休 業、災害その他の急迫の 事情があることによる学 校の臨時の休業				
	イ 学校保健安全法第19条 の規定による出席停止						イ 学校保健安全法第19条 の規定による出席停止				
	(3) 略						(3) 略				

(3) おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正後 (案)					現行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期 間	単 位	有給 無給 の別	区分	事由	期 間	単 位	有給 無給 の別
特別 休暇	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略
	証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職 員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人、被害者参加人等とし て国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他官公署へ出頭 する場合で、その勤務しない ことがやむを得ないと認めら れるとき。				証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職 員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人 等として 国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他官公署へ出頭す る場合で、その勤務しないこ とがやむを得ないと認められ るとき。		
	略	略				略	略		
子の看 護等休 暇 (週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 する特 別支援 教育支 援員に 限る。	(1) 略 (2) 義務教育終了までの子 (配偶者の子を含む。)を 養育するパートタイム会計 年度任用職員が、次に掲げ る事由に伴う子の世話を 行う場合 ア 学校保健安全法(昭和3 3年法律第56号)第20条 の規定による学校の休 業、災害その他の急迫の 事情があることによる学 校の臨時の休業及び学校 等が実施する教育又は保 育に係る行事(授業又は 保育の参観、その子が同 席しての教員、保育士等 との面談等)に参加する 場合 イ 学校保健安全法第19条 の規定による出席停止 (3) 略	略	略		子の看 護等休 暇 (週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 する特 別支援 教育支 援員に 限る。)	(1) 略 (2) 義務教育終了までの子 (配偶者の子を含む。)を 養育するパートタイム会計 年度任用職員が、次に掲げ る事由に伴う子の世話を 行う場合 ア 学校保健安全法(昭和3 3年法律第56号)第20条 の規定による学校の休 業、災害その他の急迫の 事情があることによる学 校の臨時の休業 イ 学校保健安全法第19条 の規定による出席停止 (3) 略	略	略	

(4) おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正後（案）						現行					
別表第3（第6条関係）						別表第3（第6条関係）					
区分		事由	期 間	単 位	有給 無給 の別	区分		事由	期 間	単 位	有給 無給 の別
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略
	略	略					略	略			
	証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職 員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人、被害者参加人等とし て国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他官公署へ出頭 する場合で、その勤務しない ことがやむを得ないと認めら れるとき。					証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職 員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人 _____ 等として 国会、裁判所、地方公共団体 の議会その他官公署へ出頭す る場合で、その勤務しないこ とがやむを得ないと認められ るとき。			
	略	略					略	略			
子の看 護等休 暇（週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 する教 育相談 支援員 に限 る。）	(1) 略		略	略		子の看 護等休 暇（週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 する教 育相談 支援員 に限 る。）	(1) 略		略	略	
	(2) 義務教育終了までの子 （配偶者の子を含む。）を 養育するパートタイム会計 年度任用職員が、次に掲げ る事由に伴う子の世話を 行う場合 ア 学校保健安全法（昭和3 3年法律第56号）第20条 の規定による学校の休 業、災害その他の急迫の 事情があることによる学 校の臨時の休業及び学校 等が実施する教育又は保 育に係る行事（授業又は 保育の参観、その子が同 席しての教員、保育士等 との面談等）に参加する 場合 イ 学校保健安全法第19条 の規定による出席停止				(2) 義務教育終了までの子 （配偶者の子を含む。）を 養育するパートタイム会計 年度任用職員が、次に掲げ る事由に伴う子の世話を 行う場合 ア 学校保健安全法（昭和3 3年法律第56号）第20条 の規定による学校の休 業、災害その他の急迫の 事情があることによる学 校の臨時の休業 イ 学校保健安全法第19条 の規定による出席停止						
	(3) 略						(3) 略				

(5) おいらせ町ICT支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正後 (案)					現行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期 間	単 位	有給 無給 の別	区分	事由	期 間	単 位	有給 無給 の別
特別 休暇	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略
証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。				証人等 休暇	パートタイム会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。			
略	略				略	略			
子の看 護等休 暇 (週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 するIC T支援員 に限 る。)	(1) 略 (2) 義務教育終了までの子(配偶者の子を含む。)を養育するパートタイム会計年度任用職員が、次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業、災害その他の急迫の事情があることによる学校の臨時の休業及び学校等が実施する教育又は保育に係る行事(授業又は保育の参観、その子が同席しての教員、保育士等との面談等)に参加する場合 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3) 略	略	略	略	子の看 護等休 暇 (週3 日以上 又は年1 21日以 上の勤 務を有 するIC T支援員 に限 る。)	(1) 略 (2) 義務教育終了までの子(配偶者の子を含む。)を養育するパートタイム会計年度任用職員が、次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業、災害その他の急迫の事情があることによる学校の臨時の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3) 略	略	略	略

お教給第59号
令和8年6月19日

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一 様

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一



おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置に伴う
委員の推薦について（ご依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より町教育運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校給食センターの調理業務について、「安全・安心」「美味しい給食」を充実するために民間のノウハウを活用し、業務委託をしております。

このたび、令和9年度からの調理業務委託業者を選定するため、「おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会」を設置し、専門的な見地から審査をすることになりました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、貴会から委員1名（教育委員）のご推薦をいただきたく、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 委嘱予定期間 | 委嘱日から業者（優先交渉権者）選定の日まで |
| 2 会議開催回数 | 8月から11月にかけて3回程度の会議を予定しております。 |
| 3 報 酬 | 会議開催1回につき 5,300円 と旅費を支給 |
| 4 推 薦 方 法 | 別添の「委員推薦書」を7月28日（火）までに
ご返送くださいますようお願いいたします。 |

（提出先・連絡先）

おいらせ町立学校給食センター 所長 村上 清孝
〒039-2129 青森県上北郡おいらせ町中平下長根山1-20
電話：0178-38-5881 FAX：0178-38-0090
☑ kiyotaka.murakami@town.oirase.aomori.jp

